

三次市教育委員会告示第10号

三次市教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
。

令和2年3月26日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市教育支援員配置事業実施要綱（平成31年三次市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「三次市臨時的任用職員に関する規程（平成16年三次市訓令第18号）による臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第6条を削り、第7条の見出しを「（支援計画）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項第1号に掲げる職務」を「支援員を通常の学級に在籍し、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により、生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対する学習活動における援助及び学校生活を送るうえでの援助」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第8条を削り、第9条第2号中「第7条第1項第1号に規定した」を「前条第1項に規定する」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出し中「賃金」を「報酬等」に改め、同条第2項中「賃金」を「

報酬，手当及び費用弁償」に改め，同条を第8条とする。

第11条を第9条とし，第12条を第10条とする。

別記様式第3号中「（第11条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

附 則

この告示は，令和2年4月1日から施行する。